

藤沢校友会 (PCC)
早稲田大学藤沢校友会 パソコン・クラブ会則 (2000年5月22日作成)
2020.6.15 改訂
中ポチトル

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は早稲田大学藤沢校友会パソコン・クラブという。
(P C クラブ又は P C C と略称する。) 中ポチトル

(目的)

第2条 この会は次~~ぎ~~^{PCC}の活動を行うことを目的とする。
パソコン・クラブ会員の技術向上
~~校友会会員への I T 利用の普及と啓蒙~~ ICT
~~校友会外部に対する情報発信~~
~~校友会会員相互の情報伝達システムの向上~~

第2章 会 員

(会員資格)(入会と退会)

卒業生及びその家族で、幹事会ご入会を認めた
第3条 この会の会員は早稲田大学藤沢校友会会員であることを要し、
さらに入会の認定を受ける。また会員は申請により任意に退会できる。

(入会および会費)(入会手続と会費)

第4条 この会に入会しようとする者は、別に定める書式によつて申請
し、
別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の心得)

第5条 会員は次ぎの事項を遵守する。
この会則を遵守し、会の発展に努める。
会員相互の人格を尊重する。
会の信用を傷つけないこと。

(資格の喪失)

第6条 会員は申請により任意に退会することができる。
会員は次ぎの事由により資格を喪失する。
早稲田大学藤沢校友会会員でなくなったとき。
正当な理由なく会費を~~1~~³年以上滞納し、幹事会において活動意志
がないと認定したもの。
もしくは会員として不適格であると
除名されたとき。

(除名)

第7条 会員が次の事項のいずれかに該当する場合、幹事会の議決に基づ
き除名する。

~~この会則に違反した場合。 会の秩序を乱した場合。 または会の信
用を傷つけた場合。~~

~~活動態度に問題ありと幹事会が認めた場合~~

第3章 役 員

(役員の種類および数) **会長, もしくは代表幹事(保留)**

第8条 ~~この会に1名の代表幹事と5名以上の幹事を置き、総会において~~
⁷ ~~会員の中から選出する。~~

これら役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(代表幹事) **会長もしくは代表幹事(保留)**

第9条 ~~代表幹事はこの会を代表し、幹事会の議長を務める。~~

(幹事)

第10条 ~~幹事は運営、事務、会計を分担し、且つ幹事会を構成する。~~

⁹

第4章 総 会

(総会の開催) **1回の**

第11条 ~~この会は毎年4月に定時総会を開き、必要に応じて臨時総会~~
¹⁰ ~~を開催する。~~

(総会の招集および議長)

第12条 ~~代表幹事は総会を招集し、議長を務める。~~

(総会の機能) **会長もしくは代表幹事(保留)**

第13条 ~~総会はこの会の運営に関する次の事項を議決する。~~

¹² 活動報告および会計の承認。 役員および会則に関する事項。

その他幹事会において重要であると認め付議された事項。

(総会の議決)

第14条 ~~総会の議事は出席した会員の過半数をもって決する。~~

¹³ 議事の経過および議決事項を議事録に記録し、幹事全員がこれを確認する。

第5章 幹事会

(幹事会の役割)

第15条 ~~幹事会は運営方針および活動計画を協議し、決定する。~~

¹⁴ また、会員の入退会の認定、運営のための委員会の設定などを行う。

(活動年度)

第16条 ~~この会の活動年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に~~
¹⁵ 終まる。

会費は会場費、資料代等に
通常用いられるものとし、特別会費は
会員過半数の同意を必要とする。

第6章 附 則

(年会費)

1000

第17条 この会の年会費は500円とする。

(個人情報)

氏名、住所、電話番号、メールアドレス

第18条 会員はパソコンの機種、OSおよびE-Mailアドレスなど、
¹⁷会が活動のため必要とする情報をそれぞれ入会時、若しく
変更のあった時は所有した時点で会に提供する。

会員は幹事会

また、会はこれら会員の個人情報を保護しなければならない。

(会員の家族)

第19条 会員の(同居)家族は会員に準じ、技術支援を受けることができる。

(その他の事項)

第20条 この会則に定めるもののほか、運営に必要な事項は幹事会の
¹⁹議決を経て、代表幹事が決定する。

以 上

(顧問)

第18条 本会は最高顧問、技術顧問などの顧問を置き、
高度な指導を行ふことをある。